

三原市体育協会 令和4年度スポーツ活動団体支援事業要項

(趣旨)

第1条 三原市体育協会加盟団体のコロナウイルス感染防止対策を支援することにより、体育協会主催大会（以下「主催大会」という。）開催による「するスポーツ」の促進を図り、以て三原市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業概要)

第2条 加盟団体が主催大会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染予防対策のために必要な機材（消毒液・マスク・使い捨て手袋など）を購入する経費について助成する。

- 2 事業期間は令和4年度のみとし、令和4年4月以降の経費を対象とする。
- 3 主催大会を開催せず、機材の購入のみを行った場合には、助成の対象としない。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年6月以前に主催大会の中止を決定している場合は、令和4年7月以降に開催する代替大会を対象に含める。
- 5 令和4年6月以前に主催大会を開催している場合、主催大会のために購入した経費もしくは令和4年7月以降に開催する主催大会に相当する大会のために購入した経費を対象に含める。

(助成額)

第3条 スポーツ活動団体支援に係る予算は年75万円を上限とし、加盟団体に助成する額は、各団体一律3万円を上限とする。

(提出書類)

第4条 三原市体育協会へ提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ活動団体支援事業助成申請書（別紙様式）
- (2) 経費の支出が確認できるもの（領収書の写しなど）※購入品名・数量及び金額が確認できること

附 則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。